高知県行政栄養士人材育成 ガイドライン



平成31年3月

高知県健康政策部健康長寿政策課

はじめに

近年、少子高齢化や過疎化、核家族化等の進行により、栄養・食生活を取り巻く環境は大きく変化してきており、住民ニーズや地域の健康課題は多様で複雑化してきています。そのなかで、行政栄養士については、子どもから高齢者まで生涯を通じた健康づくりや栄養・食生活支援、低栄養予防などの介護予防対策、食中毒予防をはじめとする健康危機管理など、食を通じた健康づくりの推進のために求められる役割が大きくなっています。

また、国からは、「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活 改善の基本指針」(平成25年3月29日厚生労働省健康局長通知)により、健康づ くり及び栄養・食生活の改善に関する施策における都道府県及び市町村の行政栄 養士が担うべき役割が示されており、栄養施策の推進や成果の見える展開が必要 とされています。

日本一の健康長寿県を目指す本県にとっても、栄養・食生活改善支援に関する施策立案と実践力のある行政栄養士の役割は大変大きいものがありますが、現在、県内の行政栄養士は、地域保健法施行以降、市町村への配置が進む一方で、小規模な町村では未配置や一人配置の状況が多いことから、専門職としての行政栄養士の育成が課題となっています。

このため、専門職としての自己啓発を基本としつつ、行政の役割である成果の 見える施策づくりを担える行政栄養士の人材育成を、県及び市町村が連携して体 系的かつ計画的に行っていくために、この行政栄養士人材育成ガイドラインが活 用されることを期待します。

平成31年3月

高知県健康政策部長 鎌倉 昭浩

目 次

1	行政第	会養士人材育成ガイドライン策定の趣旨・・・・・・・・・	1
2	ガイト	ドラインの目的と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・	1
3	進行管	管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	行政栄	検養士の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	行政栄	巻 養士のめざす姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	行政栄	養士としての能力・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(1)	行政栄養士に求められる能力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(2)	所属別の経験年数別ステージに求められる能力・・・・・・	11
7	人材育	育成支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・· ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	16
	(1)	現任教育体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	(2)	各機関・団体の体制と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	(資料	4)	
	1	市町村行政栄養士のめざす姿の詳細図・・・・・・・・	22
	2	県行政栄養士のめざす姿の詳細図・・・・・・・・・・	23
	3	ガイドライン策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	4	ガイドライン策定委員会名簿・・・・・・・・・・・	24
	5	引用・参考資料等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25

1 行政栄養士人材育成ガイドライン策定の趣旨

本県は、少子高齢化や人口減少及び過疎化、核家族化等の進行により栄養・食生活を取り巻く環境は大きく変化しています。また、疾病構造の変化、生活習慣病有病者・予備群の増加に加え、高齢者のフレイル対策、子どもの朝食欠食など食をめぐる様々な健康課題があります。このため、県民の健康で良好な食生活の実現に向けて、個人の行動変容や栄養・食生活を支える環境づくりを含めた総合的な取組が求められています。

県では、第3期食育推進計画(H30~H35)において「食を通じて豊かな人間性を育み、健全な食生活を営む力を養う」という目標を立て、様々な食育施策を推進しています。こうした施策を行政の関係各部局や関係機関・団体等と連携・協働して推進する立場にいるのが行政栄養士です。

また、国は、「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活改善の基本 指針」(平成25年3月29日厚生労働省健康局長通知)により行政栄養士の役割を示し、 食育の推進のほか、栄養表示の活用や食中毒予防を始めとする健康危機管理への対応も 求めています。

現在、県内の行政栄養士は、地域保健法施行以降、市町村への配置が進みましたが、 小規模な町村では、未配置や一人配置も多く、専門職としての栄養士の育成は課題と なっています。これまで、県では、行政栄養士の人材育成として、年に1回の集合研修 を行ってきましたが、県内共通の人材育成の体系的な仕組みはなく、自己研さんやキャ リアの積み重ねによりスキルアップが図られてきた背景があります。

このため、専門職として自己啓発を基本に、行政の役割である成果のみえる施策づくりの担い手として成長していくことをめざした人材育成を、県及び市町村が体系的に行っていくことを目的として行政栄養士人材育成ガイドラインを策定しました。

2 ガイドラインの目的と位置づけ

本ガイドラインは、県及び市町村の行政栄養士を対象に、健康づくり及び栄養・食生活の改善に関する施策の推進や成果のみえる栄養施策が展開できる力を身に付けるため、また経験年数別ステージや職位に応じて求められる能力を発揮できるように体系づけた育成を目的としています。

本ガイドラインを参考に、県及び市町村において一人ひとりの行政栄養士の人材育成を、計画的に取り組んでいくためのガイドラインとして活用していただくものです。

ガイドラインの位置づけ

- ○高知県と県内市町村の自治体で働く行政栄養士のためのガイドラインです。
- ○新任期から管理期までの全ステージの行政栄養士を対象としています。
- ○行政栄養士のめざす姿を示すことで、日頃の活動の見直しにつなげてもらうねらいもあります。

〔行政栄養士の役割〕

都道府県及び市町村の行政栄養士として担うべき役割は次のとおりです。 (厚生労働省「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活改善の基本指針について」平成25年3月29日より)

(都道府県)

- ・健康・栄養課題の明確化とPDCAサイクルに基づく施策の推進
- ・生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底のための施策の推進
- ・社会生活を自立的に営むために必要な機能の維持及び向上のための施策の推進
- ・食を通じた社会環境の整備の促進
 - ①特定給食施設における栄養管理状況の把握及び評価に基づく指導・支援
 - ②飲食店によるヘルシーメニューの提供等の促進
 - ③地域の栄養ケア等の拠点の整備
 - ④保健、医療、福祉及び介護領域における管理栄養士・栄養士の育成
 - ⑤健康増進に資する食に関する多領域の施策の推進
 - ⑥健康危機管理への対応

(市町村)

- ・健康・栄養課題の明確化とPDCAサイクルに基づく施策の推進
- ・生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底のための施策の推進
- ・社会生活を自立的に営むために必要な機能の維持及び向上のための施策の推進
 - ①次世代の健康
 - ②高齢者の健康
- ・食を通じた社会環境の整備の促進
 - ①保健、医療、福祉及び介護領域における管理栄養士・栄養士の育成
 - ②食育推進のネットワークの構築
 - ③健康危機管理への対応

3 進行管理

ガイドラインにおける人材育成の取組の進捗管理や計画を高知県行政栄養士人材育成 検討会で行います。検討会の事務局は、健康長寿政策課に置き、年に1回開催します。

また、国の動向や県内の行政栄養士の人材育成の状況を踏まえ、必要に応じてガイドラインの改定を行います。

4 行政栄養士の状況

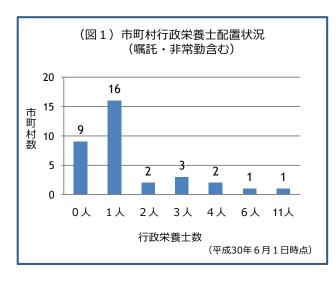
高知県内の行政栄養士数(嘱託・非常勤職員含む)は、平成30年6月1日時点、県行政栄養士17人、市町村行政栄養士は高知市の11人を含めて54人の合計71人となっています。(嘱託・非常勤の割合23.9%)

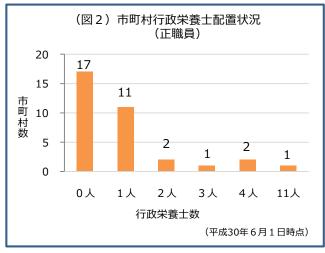
市町村の行政栄養士の配置率は、73.5%(25市町村/34市町村)で、正職員だけをみると 栄養士がいない市町村は17市町村、栄養士が1人の市町村は11市町村となります。これを自 治体の人口規模で全国と比較すると、5千人未満の町村の配置率は全国63.4%に対し57.1%、 5千~1万人未満の町では、全国80.2%に対し60.0%と、共に低くなっており、配置を促進 する必要があります。

また、嘱託・非常勤を含めて配置がある市町村においても、栄養士が1人の市町村が16市町村(64.0%)となっており、所属する自治体のみで育成体制を構築することは困難な状況です。

○高知県行政栄養士数の推移(人)

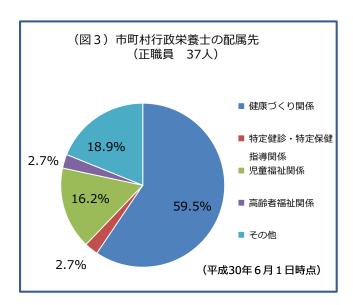
	平成25年	平成28年	平成30年
高知県	20	19	17
高知市	11	11	11
他市町村 (うち嘱託・非常勤)	35 (11)	39 (15)	43 (17)
総数	66	69	71

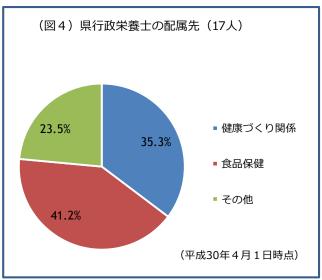




正職員の市町村行政栄養士の配属先は、健康づくり関係が約6割と多く、次に児童福祉関係となっています。また、県行政栄養士の配属先は、健康づくり関係が6人、食品保健が7人、その他4人となっています。

分散配置により担当業務が異なっても、行政栄養士としての中核をなす業務の推進のための 人材育成が必要です。

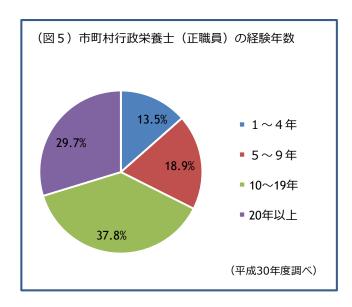


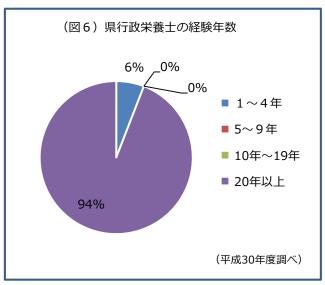


経験年数別では、正職員の市町村行政栄養士は、10~19年が多く、次いで多い20年以上と合わせると6割以上を占めています。

また、県行政栄養士は、組織改革の影響により新規採用がなかったことから、20年以上が9割以上を占めており、世代に偏りがあります。

今後、世代交代が進むなか、行政栄養士としての知識・技術の継承が課題となっており、経験年数に応じて求められる能力を整理し、また、能力獲得のための人材育成の体制づくりが必要です。





5 行政栄養士のめざす姿

行政栄養士の活動は、幅広い視野で地域住民の健康課題等を把握・分析し、コミュニケーション能力を高めて地域と関わり、関係機関や団体等とも連携・協働しながら、効果的な健康づくり及び栄養・食生活改善活動の取組を推進することです。

このため、本県の行政栄養士の人材育成ビジョンについて、求める行政栄養士像を次のとおりとし、市町村行政栄養士と県行政栄養士のめざす姿を6ページのように考えました。

【求める行政栄養士像】

生涯を通じた健康づくり、栄養・食生活の改善の推進のために専門性を生かし、 住民の健康寿命の延伸及び県民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続ける ことのできる高知県の実現をめざして、生活の質(QOL)の維持・向上をめざす。

【公衆栄養管理栄養士・栄養士将来ビジョン-概念図-】

自治体の健康増進計画、食育推進計画等の推進及び目標達成による **生涯を通じた健康、栄養改善の推進**

- ○生活習慣病の発症予防、重症化予防の徹底
- ○次世代の健康、高齢者の健康等の増進
- ○食を通じた社会環境の整備

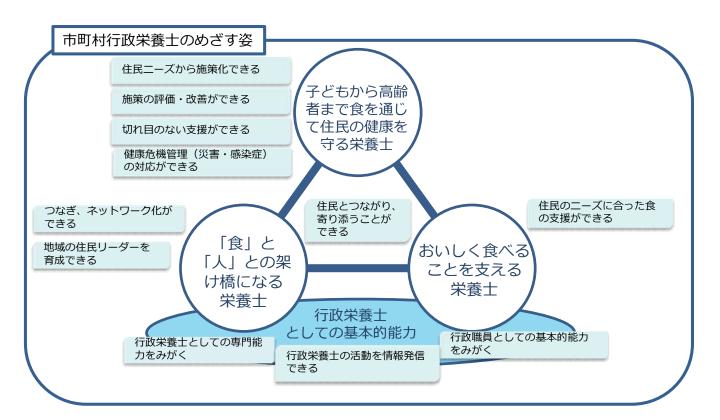
成果のみえる栄養施策の推進と体制整備

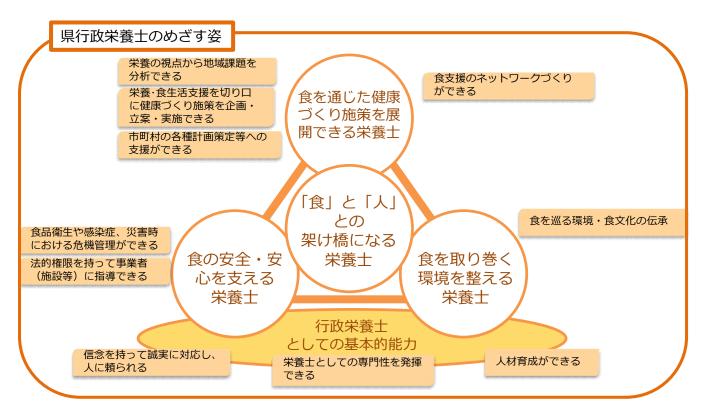
- ○地域の健康・栄養課題の明確化とPDCAサイクルに基づく施策の推進
- ・地域診断から優先的な健康・栄養課題の抽出
- ・栄養施策の企画立案、実施、評価
- ・経年的なモニタリングシステムの構築
- ○組織体制の整備及び高度な人材育成
- ・行政栄養士の適正配置
- ・人材育成ガイド(仮)の作成と活用

地域のネットワークの強化と連携体制の構築

- ○住民が主体的に健康づくり活動へ参画しやすい環境の整備
- ○保育所、学校、地域等と連携した食育推進ネットワークの構築
- ○職域と連携した生活習慣の発症予防、重症化予防の体制整備
- ○保健、医療、福祉及び介護領域等と連携した地域の栄養ケア体制の整備
- ○飲食店や食品等事業者と連携した食を通じた社会環境の整備
- ○健康危機管理に対応できる食支援体制の整備

出典:「人材育成ガイド(公衆栄養分野における人材育成の考え方)」 平成28年3月 公益社団法人 日本栄養士会 公衆衛生事業部 改変 下記のめざす姿は、県内の行政栄養士の意見から抽出したものです。具体的な行動・能力については22~23ページの行政栄養士のめざす姿の詳細図を参考にしてください。





※高知市は中核市であり、「高知市保健所」としての業務を行っていることから、市町村行政栄養士のめざす姿と県行政栄養士のめざす姿を合わせた形を目指すこととなります。

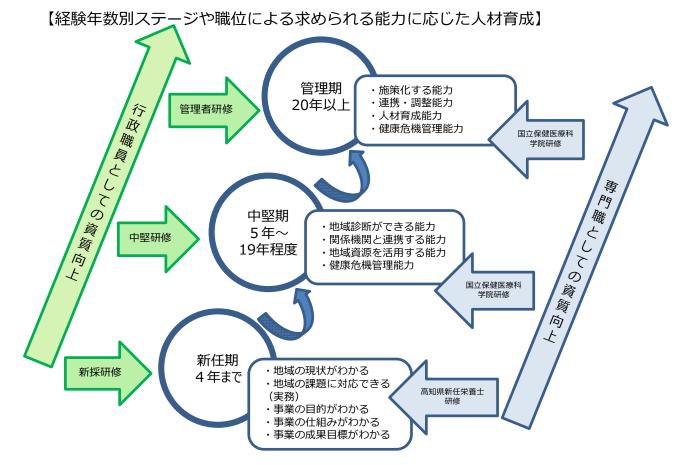
(1) 行政栄養十に求められる能力

行政栄養士が業務を遂行する上で必要な能力としては、「基本的能力」「行政能力」と 「専門能力」があります。

「基本的能力」とは、基盤となる職業人(栄養士)としての能力であり、「行政能力」とは、地域活動に必要となる行政組織や法律の理解、法令や施策体系を理解する能力です。また、「専門能力」とは、住民ニーズの把握や地域の健康課題をアセスメントし、その原因を科学的、構造的に見出し、関係機関との調整や行政施策に沿った事業や施策を企画・立案・評価する能力です。

行政栄養士の経験年数別ステージ(新任期、中堅期、管理期)に応じて、求められる能力は異なります。それぞれのステージにおける行政栄養士のコア*となる役割を踏まえ、必要な能力を整理するための枠組みを次のとおり整理しました。

*コア:中核、中心



基本的能力

- ・行政職員としての自覚と 責任を持ち、モラル、倫 理観を持って行動できる 能力
- ・コミュニケーション能力
- ・報告・連絡・相談を確実 に行うことができる能力

行政能力

- ・行政の基本的知識と問題意識を持って、担 当業務を正確かつ迅速に遂行できる能力
- ・担当業務をPDCAサイクルに基づき実践できる能力
- ・担当業務を通じて自治体の方針や各種計画 と関連づけて考えることができる能力

専門能力

- ・地域保健の視点を持ち、成 果のみえる栄養施策を展開 する能力
- ・食に関する専門職として求 められる成果を出す能力
- ・食品衛生に関する知識を持 ち、食の安全の確保に向け た活動ができる能力

出典:「人材育成ガイド(公衆栄養分野における人材育成の考え方)」 平成28年3月 公益社団法人 日本栄養士会 公衆衛生事業部 改変 ●新任期(1~4年目)

新任期に求められる基本的能力

- ・行政職員として自覚と責任を持ち、 モラル・倫理観を持って行動できる。
- ・積極的に地域住民とのコミュニケー ションが取れ、信頼関係を構築する ことができる。
- ・組織の一員として自覚を持つことができる。
- ・担当業務の目的を理解し、課題認識 力を持って前向きに取り組むことが できる。
- ・報告・相談・連絡を確実に行うことができる。

新任期に求められる行政能力

- PDCAサイクルを意識して、業務を行うことができる。
- ・自治体の政策方針、所属の運営方針を理解できる。
- ・担当する事業の法的根拠を理解し、 説明できる。
- ・文書を適切に扱うことができる。
- ・個人情報の取り扱い方法を理解し、 適切に扱うことができる。
- ・相手が理解できるように端的かつ 正確な説明ができる。

●中堅期(5~19年目)

中堅期に求められる基本的能力

- ・向上心を持って、より高い知識の 習得やスキルの向上に努めること ができる。
- ・費用対効果の視点で、仕事の仕方 を見直し、同僚や後輩にも助言が できる。
- ・問題点を整理して、上司に相談し ながら業務の遂行のための方向性 を検討することができる。
- ・日頃から幅広く情報収集を行い、 潜在するリスクも含めた問題に気 づくことができる。
- ・相手の理解、納得を得る的確な説明を行い、連携、調整を行うことができる。

中堅期に求められる行政能力

- PDCAサイクルを回しながら、 自発的に業務の進捗管理ができる。
- ・所属内の事業の施策上の位置づけ、 各種計画を理解し、新規事業の企 画ができる。
- ・整理した情報を所属内で共有する 場を設け、業務に有効に活用する ことができる。
- ・効果的に資料を作成し、論理的な 説明をすることができる。
- ・自治体の政策方針や所属の運営方 針を踏まえ、円滑な組織運営に寄 与することができる。
- ・後輩の主体的な業務遂行を支援するとともに、助言、指導ができる。

●管理期(20年以上)

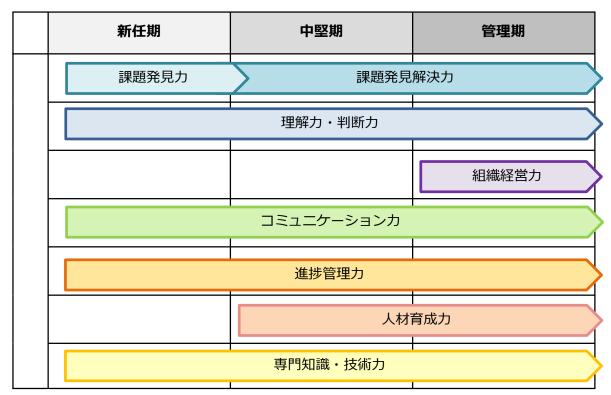
管理期に求められる基本的能力

- ・率先して結果責任を取る等の信念 と気概を持つことができる。
- ・自己の立場や責任を認識し、他部 署や関係機関等との意思疎通、連 携を図ることができる。
- ・明確な信念と柔軟性をバランスよ く有し、周囲に信頼を得ることが できる。
- ・業務を効率よく遂行できるよう適 切な指示ができる。
- ・必要な情報収集を行い、活用しながら、状況の変化に柔軟に対応できる。
- ・サービスの質、スピード、コスト 削減、リスク管理を行いながら チーム運営ができる。

管理期に求められる行政能力

- ・組織内外の関係者や他機関との折衝、 調整を行いながら、PDCAサイク ルを回し、業務の進捗管理ができる。
- ・各種計画に基づき、部署の業務を推進し、評価もできる。
- ・情報開示及び個人情報保護の観点から情報管理ができる。
- ・説明責任を持ち、プレゼンテーションや交渉を行うことができる。
- ・人材育成のための体制づくりを整備 することができる。
- ・組織目標の達成や課題解決に向けて、 各種計画や事業体系の見直しにも取 り組み、効果的な組織運営管理がで きる。

<求められる基本的能力・行政能力>



出典:「高知県人材育成基本方針」平成29年3月 高知県 改変

新任期に求められる専門能力

- ・行政栄養士としての業務を理解することができる。
- ・地域の現状がわかり、健康課題を把握することができる。
- ・情報を収集し、整理することができる。
- ・指導のもと担当業務を行うことができる。
- ・相談記録、活動記録を作成し、管理することができる。
- ・対象に適した栄養指導(個別・集団)ができる。
- ・食品衛生に関する基本的な知識を持つことができる。
- ・上司の助言のもと健康危機管理への対応ができる。

中堅期に求められる専門能力

- ・地域診断を行い、健康課題を把握・明確化し、事業を企画立案できる。
- ・各種計画に基づいた事業を行い、評価することができる。
- ・他職種や関係機関と連携し、調整及び情報共有することができる。
- ・社会資源を把握し、業務に活用することができる。
- ・関係機関と連携して困難事例の栄養指導ができる。
- ・後輩に対して助言をすることができる。
- ・食品衛生に関する指導監督をすることができる。
- ・事業成果・評価を取りまとめ、学会等で発表できる。
- ・健康危機管理への対応を指示することができる。

管理期に求められる専門能力

- ・多職種と連携しながら栄養施策を展開することができる。
- ・チーム全体をまとめ、リーダーシップを発揮することができる。
- ・自所属だけでなく他部局と組織横断的な活動ができる。
- ・人材育成の体制を確保し、新任者や部下の育成を行うことができる。
- ・健康危機管理の事例対応に対して判断、指示することができる。

(2) 所属別の経験年数別ステージに求められる能力

行政栄養士のステージ別に求められる能力については、具体的な業務をあげて市町村と 県のそれぞれについて整理しました。担当業務における各ステージに応じためざす姿や求 められる能力を確認することで、栄養士一人ひとりのキャリアを確認しながら、育成を 図って行く必要があります。

<市町村>

- ①母子保健業務(離乳食教室、パパママ教室、乳幼児健診栄養指導等)
- ②生活習慣病予防(特定保健指導、重症化予防等)
- ③介護予防・低栄養予防(フレイル*対策等)
- 4)食育推進事業
- ⑤食生活改善推進事業(ヘルスメイト**育成・養成、活動支援等)
- ⑥災害対策

*フレイル:筋力や心身の活力が低下した状態 **ヘルスメイト:食生活改善推進員

項目	新任期 (1~4年) 基本的能力	中堅期 (5年~9年) 分析実践能力	中堅期 (10年~19年) 創造実践能力	管理期 (20年以上) 管理調整能力
求められる 能力	○指導のもと、市町村の 目指す姿(施策方針)を 理解することができる ○指導のもと、行政栄養 士業務の基本を理解する ことができる	○単独で担当業務を的確 に遂行できる ○公衆栄養の視点から必 要な分析や事業の企画 立案ができる	○地域資源を活用した効果的な施策提案ができる ○地域全体の公衆栄養のマネジメントができる	○地域全体の公衆栄養も 含めた公衆衛生全般の マネジメントができる
行動目標	○関係法律 (関係と 関係と (関係と (関係と (関係と (関係を (関係を (関係を (関係を (関係を (関係を (関係を (対のでする) (のです	○健康増進計画標達は計画標準を 食成をする。 ②はまできる。 ②はまできる。 ②はまできる。 ②はまできる。 ②はまできる。 ②はまできる。 ②はまできる。 ②はまできる。 ②はまできる。 ②はまできる。 ③はまでは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	○健康増進のできる。 (健康・生産のは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	○市町村の上位計画を見 据え、施策化の中核的 な役割を担い、指導で きる ○複雑困難な事例への対 応、住民や団体の対立を活動運営・指導が できる ○事業展開に必要な組織 体制を整備できる

項目	新任期 (1~4年) 基本的能力	中堅期 (5年~9年) 分析実践能力	中堅期 (10年~19年) 創造実践能力	管理期 (20年以上) 管理調整能力
マネジメント	○地域住民の健康・栄養 の課題を整理できる	○地域住民の健康・栄養 の課題を明確にし、改 善策を提案できる	○地域住民の健康・栄養 の課題解決に向けた施策 を企画・立案できる	○地域住民の健康・栄養 を含めた公衆衛生全般 のマネジメントができ る
リーダー シップ		○新任者と信頼関係を築 き、基本的な業務をと もに活動しながら支援 できる	○新任者の能力を判断し、 的確な指導ができ、成長 していくプロセスを支援 できる	

出典:「人材育成ガイド(公衆栄養分野における人材育成の考え方)」 平成28年3月 公益社団法人 日本栄養士会 公衆衛生事業部 改変

<県・保健所設置市>

- ◇健康づくり業務
 - ①地域の健康・栄養課題の明確化と施策の推進
 - ②生活習慣病の発症予防と重症化予防のための施策の推進
 - ③食育推進事業(人材育成、食生活改善推進員活動の支援)
 - ④地域職域連携の推進
 - ⑤介護予防・低栄養予防のための施策の推進
 - ⑥災害対策

項目	新任期	中堅期	中堅期	管理期
	(1~4年)	(5年~9年)	(10年~19年)	(20年以上)
	基本的能力	分析実践能力	創造実践能力	管理調整能力
求められる 能力	○指導のもと、行政栄養 士業務の基本を理解する ことができる ○指導のもと、公衆栄養 の視点を理解することが できる	○公衆栄養の視点から必 要な分析や事業の企画	○地域資源を活用した効果的な施策提案ができる ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○地域全体の公衆栄養も 含めた公衆衛生全般のマ ネジメントができる

項目	新任期 (1~4年) 基本的能力	中堅期 (5 年~ 9 年) 分析実践能力	中堅期 (10年~19年) 創造実践能力	管理期 (20年以上) 管理調整能力
行動目標	○関村の大学・では、	□ 国連等の (回動) では、 (回	○ 国第一大学 (1) 「	○県、市の上位計画を見 据え、保健計画等の策 定、見直し、施策化の 中核的な役割を担い、 指導できる ○複雑困難な事例への主の対 応いな活動の監督・ おはまるの できる
マネジメント	○地域の健康・栄養の課 題を整理できる	○地域の健康・栄養の課 題を明確にし、改善策 を提案できる	○地域住民の健康・栄養 の課題解決に向けた施 策を企画・立案し、事 業に反映できる	○地域住民の健康・栄養 を含めた公衆衛生全般 のマネジメントができ る
リーダー シップ		○新任者と信頼関係を築 き、基本的な業務をと もに活動しながら支援 できる	○新任者の能力を判断し、 的確な指導ができ、成 長していくプロセスを 支援できる	○新任者の育成状況を把握し、研修体制を確保できる ○部下の能力を的確に評価し、育成できる

出典:「人材育成ガイド(公衆栄養分野における人材育成の考え方)」 平成28年3月 公益社団法人 日本栄養士会 公衆衛生事業部 改変

◇給食施設指導業務

- ①個別巡回指導
- ②集団指導

項目	新任期 (1~4年) 基本的能力	中堅期 (5年〜9年) 分析実践能力	中堅期 (10年~19年) 創造実践能力	管理期 (20年以上) 管理調整能力
求められる能力	○根拠法令、通知、マニュア ル等を理解することができる ○指導のもと、施設の指導が できる	○単独で施設の栄養管 理・衛生管理について、 適切な指導・助言を行 うことができる	○施設運営に関わる支援や 施設の実情にあった指 導・助言を提案すること ができる	○給食施設指導におけ る栄養管理、衛生管 理全般のマネジメン トができる
行動目標	○給食施設台帳を整備できる ○給食栄養管理状況報告書から栄養管理の状況を把握することができる ○過去の指導状況を確認し、 施設の状況を把握できる	○施設指導を計画し、実施することができる○研修会を企画し開催することができる○施設からの相談等に対応することができる	○施設に対する課題の抽出 や指導内容を整理し提案 することができる ○施設からの相談等に対応 し、助言することができ る	○複雑困難な事例についての対応、施設運営に関わる支援への指導、監督をすることができる
マネジメント	○施設の状況や課題を把握す ることができる	○施設の状況や課題を把 握し、改善策を提案す ることができる	○給食施設の課題に対する 改善策について助言する ことができる	○栄養管理の状況を的 確に評価できる仕組 みを整備することが できる
リーダーシップ		○施設指導等で新任者の 対応の支援ができる	○若手職員の能力を判断し、 支援ができる	○施設指導に対する評価を行い、助言することができる

出典:「人材育成ガイド(公衆栄養分野における人材育成の考え方)」 平成28年3月 公益社団法人 日本栄養士会 公衆衛生事業部 改変

◇食品保健業務

- ①食品表示
- ②衛生管理
- **3HACCP**
- ④営業許可関係

項目	新任期①** (2年目まで) 基本的能力	新任期②* (3~5年目) 分析実践能力	中堅期 (6~19年目) 創造実践能力	管理期 (20年目~) 管理調整能力
求められ る能力	○食品衛生監視員とし て上司の指導を受け ながら業務ができる	○食品衛生監視員とし て業務ができる	○チームの活動にも目 を向けながら活動が できる	○チーム全体の業務に リーダーシップが発 揮できる
行動目標	○食中毒が表示ので 食中の支援を受けれる。 食の実施では、 食の実施では、 食の実施では、 の支援を受けれる。 の支援を受けれる。 の支援を受けれる。 のででは、 のでででででででででででででででででででででででででででででいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	○食中毒対応時にチームに対応策を提案る ○営業許可、食品表示の監視指導ができる ○出版できる ○出版では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然	○食中毒対応にリーダーシップを発揮できる ○営業許可・食品表示等の監視指導を指示できる ○HACCPの指導監督ができる ○困難な相談対応への指導ができる	○食中毒発生時に、迅速にチーム員が対応できる ○営業許可・食品表示等の監視指導の評価ができる ○HACCPの指導監督の評価ができる
マネジメント	○疫学分析に向けた データ収集・整理が できる○HACCP認証に必要 な事項の整理ができ る	○食中毒発生時の初動対応を保健所長指示のもとマネジメントできる ○HACCP認証に向けたアドバイスができる	○食中毒対応を保健所 長の指示のもとマネ ジメントする ○HACCP認証の必要 性を広め、施設の発 掘ができる	○食中毒対応について 保健所長の判断・指 示を補佐できる○HACCP認証の骨格 についてマネジメン トできる
リーダー シップ		○新任者の対応を支援 できる	○若手職員の対応プロ セスを支援できる	○チーム員の対応の評 価を行い、改善に向 けた助言ができる

出典:「人材育成ガイド(公衆栄養分野における人材育成の考え方)」 平成28年3月 公益社団法人 日本栄養士会 公衆衛生事業部 改変

※新任期①②:2年以内に新任期として各研修を受けることとなっておりそれにあわせています。

7 人材育成支援体制

幅広い視野と専門性を兼ね備えた行政栄養士を育成するためには、自己研さんを基本として、集合研修や派遣研修、ジョブローテーション等による中長期的な視点での人材育成が重要です。

このため、県や市町村による人材育成に加えて、高知県栄養士会や県内栄養士養成施設 (大学・短期大学)との連携や、厚生労働省及び国立保健医療科学院等の研修も活用しなが ら、県内での行政栄養士の人材育成体制を構築することが必要です。

(1) 現任教育体系

①OJT (On the Job Training: 職場内研修)

県・市町村は、各職場での日常業務を通じた、実践的な教育を行います。職場内で栄養士が1名であっても、他職種との業務を通じて、行政能力やコミュニケーション等の基本的能力の向上を図ることができます。また、市町村栄養士であれば、県福祉保健所栄養士の支援を受けることで、専門的な知識や技術の向上を図ることができます。

特に、活動報告や研修伝達などを積極的に行うことが効果的です。

なお、新任期栄養士のOJT体制はP17のとおりです。

②集合研修 Of f-JT (Off the Job Training: 職場外研修)

県健康長寿政策課は、県福祉保健所及び市町村等の栄養士を対象として、また、県福祉保健所は、管轄する市町村栄養士等を対象として集合研修を行います。

市町村においても、他の保健福祉行政を担う職員とともに、業務遂行上必要な研修を 企画、実施します。

また、県関係部署が行う事業別研修や各関係団体が主催する研修会に積極的に参加できるよう職場内での調整を行います。(研修一覧P19~P21)

③県外等への派遣研修 Off-JT (Off the Job Training: 職場外研修)

県・市町村は、各種研修に派遣を行います。

国や日本栄養士会、専門学会が開催する県外研修への派遣については、人材育成計画に基づき計画的に派遣を行います。(研修一覧P19~P21)

④自己研さんの推進

行政栄養士は、専門職として自らが自己研さんを行うことが基本です。

自己学習や学会等への参加、調査・研究活動に取り組むなど、専門的な知識や技術の 向上を図る努力が必要です。また、高知県栄養士会や民間機関・団体の研修に参加する ことも含まれます。

⑤ジョブローテーション

県・市町村は、計画的な人事異動や職場内での配置換えを通して、人材育成を図ることをめざします。一人ひとりの人材育成計画に沿って、異なる職務を経験させることで、能力の向上を図ります。

県では、配置先(本庁、福祉保健所、福祉施設)や担当業務(健康増進業務、食品保健業務、給食管理業務等)を計画的に経験していくことが望まれます。栄養士が1名配置の市町村であっても、主となる栄養改善業務と併せて受け持つ担当外業務を工夫するなどして、様々な業務を経験することが望まれます。

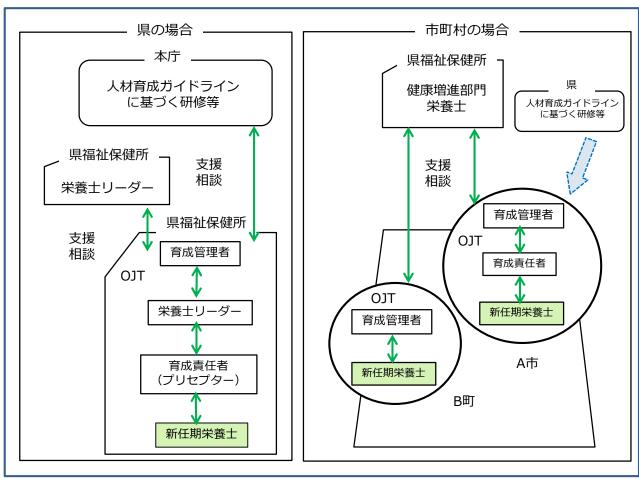
⑥県・市町村の人事交流

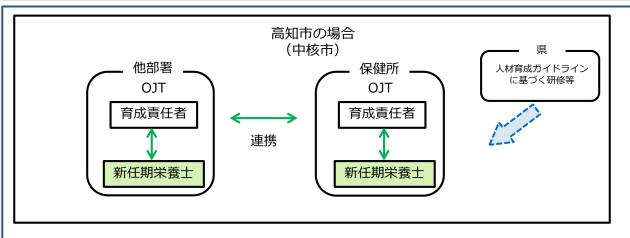
県と市町村の人事交流の目的は、県と市町村の相互理解と協調・連携を促進し、広い 視野と発想を持つ人材を育成することです。交流時期は、中堅期が推奨され、長期的な 人材育成の視点で人事交流の活用も検討します。交流により、県栄養士は市町村業務を 把握し、住民との協働や総合的な公衆栄養業務を学び、市町村栄養士は、広域的な活動 から視野を広げ、専門的な地域保健活動を学ぶことができます。

【〇〕丁体制】

新任期栄養士のOJT体制については、プリセプター役となる「育成責任者」を選定して行います。また、複数の栄養士が所属している市や県福祉保健所においては、育成責任者への助言及び相談対応を栄養士リーダーが行います。さらに、所属部門の長が「育成管理者」として管理及び育成を行います。

なお、OJTは、職場内指導者を中心に育成指導を行うことを基本としていますが、1名配置等、所属内で指導者の確保が困難な場合には、職場外指導者を選定するなど、他部署と連携した育成体制とすることが必要です。特に、栄養士の配置数が少ない市町村のOJT体制に対し、県福祉保健所の健康増進部門に配置された栄養士は積極的に支援・相談を行います。





出典:岡山県「行政栄養士育成支援プログラム」を改変

(2) 各機関・団体の体制と役割

①高知県

県は、人材育成ガイドラインに基づく研修等を計画的に推進するため、経験年数別ステージに応じた研修の導入を行います。また、行政栄養士が一堂に会する高知県行政栄養士等育成研修会については、国の公衆栄養行政等の最新情報を交え、行政栄養士の役割確認や獲得すべき知識・技術に焦点を当てた内容とします。

福祉保健所は、管内の行政栄養士の人材育成体制の構築に向けて、所内健康増進部門に配置された栄養士が地域支援室と連携して育成支援及び相談を行います。特に、1名配置の行政栄養士の人材育成には積極的に支援します。

○ステージ別研修

ステージ	経験年数	研修名
新任期	1~4年目	新任期行政栄養士研修
中堅期	5~9年目	中堅期ファーストステップ研修
十 <u>至</u> 规	10年目~	中堅期ステップアップ研修
管理期	係長級以上	管理期マネジメント研修

②高知県市町村保健衛牛職員協議会

高知県市町村保健衛生職員協議会は、市町村栄養士を含めた保健衛生行政を担う市町村職員に対し、研修ニーズに対応した内容で研修を企画、実施することで、行政栄養士等の人材育成を図ります。

③高知県栄養士会

高知県栄養士会は、栄養士としての専門性と役割を発揮するための専門的な能力の向上に向けた研修を企画、実施します。

- ・栄養士として必要な専門的な研修の開催
- ・栄養士の活動状況を把握し、日本栄養士会を通じて政策提言
- ・栄養士同士のネットワークの構築を支援
- ・行政を始め、各団体・機関と連携し、栄養士の働きやすい環境づくりを支援

④県内栄養士養成施設(大学・短期大学)

高知県内の養成施設は高知県立大学(管理栄養士養成課程)と高知学園短期大学 (栄養士養成課程)の2校があります。栄養士養成施設は、教育研究機関として栄養 士の人材育成に対し助言及び支援を行います。

- ・県等が行う栄養士の人材育成に対する助言
- ・栄養士としての専門性を高めるために大学院教育の提供
- ・生涯にわたり専門性を深めることができるよう質の高い基礎教育の提供

	研修会名	対象	内容	経験 年数
	総合衛生管理製 造過程に係る助 言等を行う食品 衛生監視員養成 講習会	食品衛生監視員	総合衛生管理製造過程に係る助言等を行 う食品衛生監視員を養成するための研修	新任期
	中国四国地域食 品表示行政担当 者研修会	県、保健所設置 市等の食品表示 担当職員	食品表示関連法令の概要及び法執行事例 等の研修	新任期
	国立保健医療科 学院短期研修	県・福祉保健所、 市町村管理栄養 士	健康日本21推進のための栄養・食生活の 施策の企画・調整に関する研修	中堅期管理期
	国立保健医療科 学院短期研修	県・福祉保健所、 保健所設置市管 理栄養士	健康・栄養調査等各種データを用いた健康増進計画等の進捗状況モニタリング分析技術研修	中堅期管理期
国	国立保健医療科 学院(短期研修)	実務経験5年以 上の食品衛生監 視員(※)	【食品衛生危機管理研修】 指導的立場の食品衛生監視員になるため に、食品衛生管理に関する最新の専門的 かつ実務的な知識・技術を修得する研修	中堅期管理期
	国立保健医療科 学院(短期研修)	実務経験5年以 上、HACCP指導 経験を有する食 品衛生監視員 (※)	【食品衛生監視指導研修】 食品製造加工施設等に対するGHP*及び HACCP*に基づく衛生管理システムの監 視、指導を行うため、最新の専門的かつ 実務的な知識・技術を修得する研修	中堅期管理期
	児童福祉施設給 食関係者研修	県・福祉保健所、 市町村栄養士	児童福祉施設における発達段階に応じた 栄養管理の改善や食育の推進を図るため の研修	全期
	都道府県等食品 表示担当者研修	県、保健所設置 市等の食品表示 担当職員	食品表示法執行及び食品表示基準の理解 促進を図るための研修	全期
	健康増進法に基 づく虚偽誇大表 示の監視指導等 に関する実務研 修会	県、保健所設置 市の実務担当者	健康増進法の虚偽誇大表示に係る事務の 平準化及び執行力の向上を図るための研 修	全期

[※]栄養士が食品衛生監視員に任命される要件:行政経験2年以上または食品衛生管理者養成施設修 了者であって、現に食品衛生行政に従事する場合

^{*}GHP(Good Hygiene Practice):適正衛生規範 *HACCP(Hasard Analysis and Critical Control Point):危害分析・重要管理点方式

	研修会名	対象	内容	経験 年数
	新任期行政栄養 士研修	1~4年目	地域の現状から地域の課題を明らかにし、課題への対応策を企画提案できる能力を育成する。 プリセプターの指導を受けながら研修課題に取り組み、研修講師からコンサルテーションを受ける。 (助言者:高知県立大学公衆栄養学領域教員)	新任期
	中堅期ファース トステップ研修	5~9年目	組織人として自律的に業務を遂行できる能力 を獲得する。 (保健師と合同研修)	中堅期
	中堅期ステップ アップ研修	10年目~	中堅職員に期待される役割を理解し、組織人として職場の問題解決や上司のサポート等職場の中核職員として行動できる能力を獲得する。 (保健師と合同研修)	中堅期
県	管理期マネジメ ント研修	管理職等	栄養リーダーとして保健施策を展開できる能力を獲得する。(マネジメントカ、災害時の栄養・食生活支援活動リーダーとしての能力) (県健康政策部内講師)	管理期
	高知県行政栄養 士等育成研修会	県・福祉保健 所、市町村栄 養士等	行政栄養士として、健康づくり及び栄養・食生活の改善の推進に必要な知識、技術を習得し、専門職としての能力の向上を図るための研修会	全期
	各福祉保健所管 内栄養業務担当 者会	県・福祉保健 所、市町村栄 養士、栄養業 務担当者、地 域栄養士等	健康づくりの推進及び栄養業務に関する情報 共有 地域の栄養課題解決の協議・検討	全期
	西部地区(中央 西、須崎、幡多 福祉保健所管 内)栄養業務担 当者会	県・福祉保健 所、市町村栄 養士、栄養業 務担当者、地 域栄養士等	地域の課題に応じた施策への対応ネットワー クづくり	全期

	研修会名	対象	内容	経験 年数
	日本栄養士会 公衆衛生事業部 全国新任者研修	県・福祉保健 所、市町村栄 養士	行政栄養士として、栄養・食生活施 策の動向を理解し、県と市町村等の 役割を明確にし、関係機関、団体等 と連携・協働しながら社会資源を適 切かつ効率的に活用し、科学的知見 に基づきマネジメントすることがで きる専門性を身につけるための研修	新任期 (行政 経験3年 程度)
	日本栄養士会災害支援チーム(JDA – DAT)リーダー育成研修	管理栄養士・ 栄養士	大規模な地震、台風等の自然災害が 発生した場合に、迅速に被災地内の 医療・福祉・行政の栄養部門等と協 力して栄養・食生活支援活動を行う ため、多種多様な状況に適切に対応 できる専門知識と技術の育成を図る 研修	中堅期管理期
栄養士会	JDA – DATスタッフ 養成(再教育)研修	管理栄養士・ 栄養士	JDA-DATとして活動できるスタッフ の養成並びに再教育を行う研修	中堅期管理期
	日本栄養士会 公衆衛生事業部 全国研修会	県・福祉保健 所、市町村栄 養士	行政栄養士が専門職である管理栄養 士としての能力を発揮し、栄養・食 生活施策を展開できる力を身につけ るための研修	中堅期管理期
	高知県栄養士会 生涯教育基本研修	管理栄養士・ 栄養士	「専門職としての役割と倫理綱領」 「食と栄養の基礎知識」「栄養ケア プロセス」などの必須研修	全期
	高知県栄養士会 生涯教育実務研修	管理栄養士・ 栄養士	公衆栄養専門分野でさらに特化され る知識・技術の習得のための研修	全期
	食中毒疫学研修会 (初級)	県・福祉保健 所、保健所設 置市担当職員	NPO法人岡山健康医学研究会主催 食中毒等集団発生時の疫学調査手法 修得のための研修	新任期
その他	全国保健所管理栄養 士会 スキルアップ講座	県・福祉保健 所、保健所設 置市管理栄養 士	全国保健所管理栄養士会主催 保健所管理栄養士の知識と技術の向 上、相互連携を図るための研修	全期
	保健所管理栄養士政 策能力向上シンポジ ウム	県・福祉保健 所、保健所設 置市管理栄養 士	日本公衆衛生協会主催 地域保健総合推進事業として地域保 健推進に関する総合的・先駆的事業 を実施し、その一環として開催	全期

子どもから高齢者まで 食を通じて住民の健康を守る 栄養士

住民ニーズから施策化できる 施策の評価・改善ができる

- ・地域住民の健康課題を把握・分析し、課題解決に向けた 施策の企画・運営を行うことができる
- ・公衆栄養の専門職として、地域を俯瞰できる
- ・住民目線の施策が考えられる
- ・創造的な企画を提案できる
- ・PDCAサイクルを活用した、施策企画・運営評価・改善を行うことができる

切れ目のない支援ができる

- ・ライフステージに応じた支援ができる
- ・年齢・性別・生活状況など対象に応じた指導ができる

健康危機管理(災害・感染症)の対応ができる

「食」と 「人」との 架け橋になる 栄養士

つなぎ、ネットワーク化ができる

- ・地域や他の職域の栄養士とつながりが 持てる
- ・関係職種と連携し目標を共有できる
- ・他(多)職種と協働して業務ができる
- ・医療機関や施設などとの連携が図れる
- ・地域の社会資源を利活用できる
- ・食育や健康に関する機関や団体への支援、ネットワークづくりができる
- ・地域・ボランティアと連携した取組ができる

地域の住民リーダーを育成できる

・食生活改善推進員等を支援、バックアッ プできる

住民とつながり、 寄り添うことができる

- ・住民の声に耳を傾け、思いを 受けとめる
- ・住民とのつながりを大切にできる
- ・住民が相談しやすく頼られる
- ・住民が食育に関心を持つきっ かけづくりができる
- ・住民の食を健康に導くことが できる
- 相手の生活を尊重した助言が できる

おいしく食べる ことを支える 栄養士

住民の二一ズに合った 食の支援ができる

- ・子どもの発達や成長にあわせた健 康的な食生活について支援できる
- ・生活習慣病予防・重症化予防のた めの食支援ができる
- ・食物アレルギー食への対応ができる
- ・妊婦や子育て世代に食の大切さを 啓発できる
- ・食を通して高齢者が元気でいきいきと暮らすことを支える

行政栄養士としての基本的能力

行政栄養士としての専門能力をみがく

- ・わかりやすい言葉を使い、実践可能な指導ができる
- ・時代の変化に適応できる
- ・自己研さんにつとめる
- ・相談に対して的確に答えられる知識(専門性)をもったスペシャリストになる
- ・食と運動の関係性が説明できる
- ・個々の背景に応じた柔軟な対応ができる
- ・向上心を持って取り組むことができる
- ・食に関する情報を整理し正しく判断する力をもつ

行政栄養士の活動を情報発信できる

- ・行政栄養士の活動を「見える化」(他職種や 地域に伝える)できる
- ・活動の成果をまとめ、見せることができる
- ・他職種と協力し関係性を構築できる体制づく りができる合える力を身につける

行政職員としての基本的能力をみがく

- ・行政職員としての基本を持つことができる
- ・コーディネート力を高める
- ・コミュニケーション能力を高める

食を通じた 健康づくり施策を 展開できる栄養士

栄養の視点から地域課題を分析できる

- ・地域課題を的確に把握し、整理できる
- ・健康・栄養調査結果等のデータから、地域の食生活や栄養状態に ついて広域的な地域特性を把握することができる
- ・最新の情報やデータをわかりやすくまとめ、みせることができる
- ・他職種と連携し、広い視点で健康課題をとらえることができる

市町村の各種計画策定等への支援ができる

- ・市町村の各種計画策定・改定に参画し、適切な助言ができる
- ・健康・栄養調査から明確になった健康課題を各種計画に反映するよう助言できる
- ・栄養士がいない町村等に、技術的な支援ができる
- ・広域的な視点で、市町村と協働して施策を考えることができる
- ・健康増進計画の目標に沿った保健事業の企画、実施の支援ができる
- ・市町村のニーズを捉え、必要な情報提供ができる
- ・地域の健康課題や解決策を共に考え共有できる
- ・ライフステージに合わせた食育の推進への支援ができる

栄養・食生活支援を切り口に健康づくり施策を 企画・立案・実施できる

- ・把握した地域の健康実態から、事業の企画立案、評価ができる
- ・データ分析結果から施策を提案できる
- ・栄養・食生活支援の面から地域包括ケア体制の構築に向けた支援ができる
- ・住民の協力のもと、健康・栄養調査を円滑に実施できる

食支援のネットワークづくりができる

- ・人と人、関係団体や組織をつなぐことができる
- ・住民組織に効果的な活動についてアドバイスができ、主体的 な行動を促すことができる
- ・食育や食の安全・安心に関係する他部局・他機関と連携がで きる
- ・地域保健と職域保健との連携・調整ができる
- ・地域の病院や施設、学校等と連携を図ることができる

「食」と「人」 との 架け橋になる 栄養士

食の安全・安心を支える栄養士

食品衛生や感染症、災害時における 危機管理ができる

- ・食中毒発生時の拡大防止等の健康危機管理に対応できる
- ・多職種で連携をとり、健康危機管理に対応できる
- ・市町村が行う災害への備えとしての栄養・食生活支援体制の整備 を支援できる
- ・災害時の食生活支援において、関係機関と連携を取り、情報を収集、発信することができる

法的権限を持って 事業者(施設等)に指導できる

- ・給食施設の栄養管理に関して、栄養指導員として適切な指導や助言ができる
- ・食品衛生監視員として適切な指導や助言ができる
- 食品表示指導ができる

食を取り巻く環境 を整える栄養士

食を巡る環境・食文化の伝承

- ・食品事業者や健康づくり団体等と連携し食環境 の整備ができる
- ・地産地消の取組を推進できる
- ・地域の食文化や郷土料理の伝承を支える

行政栄養士としての基本的能力

信念をもって誠実に対応し、人に頼られる

- ・気軽に相談でき、ニーズに柔軟に対応できる
- ・コミュニケーション力が高い
- ・一人一人の気持ちに寄り添うことができる
- ・アンテナをはり、変化に適応できる
- ・組織の中で、役割を持って業務を遂行できる
- ・栄養・食生活に関して、チームの中心となって活動できる
- ・栄養士として頼られる
- ・根拠法令や通知を理解する

栄養士としての専門性を発揮できる

- ・食や健康の専門職として、地域を俯瞰し行動できる
- ・生涯、自己研さんにつとめ、専門性を深めることができる
- ・専門分野以外の幅広い知識を持っている
- ・プレゼン能力、資料等作成能力が高い

人材育成ができる

- 後輩への指導ができる
- ・栄養士同士で育ち合うことができる
- ・市町村栄養士の育成を支援できる
- ・臨地実習で次世代の栄養士育成を支援することができる

(資料3)ガイドライン策定の経過

○高知県行政栄養士人材育成検討会等

平成29年度 第1回 (H29.8.16)	・高知県行政栄養士の人材育成の状況と課題 ・国の方針、日本栄養士会の「人材育成ガイド」及び他県の状況 について ・人材育成の進め方 ・今後のスケジュールについて
平成30年度 H30.4.16	高知県行政栄養士人材育成検討会設置要綱策定及び検討会の設置
第1回 (H30.6.12)	・高知県行政栄養士の人材育成の状況と課題 ・高知県行政栄養士人材育成ガイドライン骨子案について ・国の方針、日本栄養士会の「人材育成ガイド」及び他県の状況 について ・今後のスケジュールについて
第2回 (H30.8.29)	・高知県行政栄養士人材育成ガイドライン(原案)について ・「高知県内行政栄養士の目指す姿」分析作業 ・今後のスケジュールについて
第3回 (H30.11.20)	・高知県行政栄養士人材育成ガイドライン(案)について ・今後のスケジュールについて
H31.3月	高知県行政栄養士人材育成ガイドライン策定

(資料4) ガイドライン策定委員会名簿

所属・職名	氏名
公益社団法人 高知県栄養士会 会長	森田 陽子
高知県公立大学法人 高知県立大学 健康栄養学部 准教授	荒牧 礼子
高知市健康増進課 主任	伊藤 浩子
香南市健康対策課 主任栄養士	竹村 桂子
いの町ほけん福祉課 技幹	宗石 閲子
高知県食品・衛生課 主幹	大野 雅子
高知県安芸福祉保健所 主幹	箭野 しづこ
高知県中央東福祉保健所・チーフ(健康増進担当)	沖本 敦子
高知県中央西福祉保健所 主任	鍋島 民
高知県須崎福祉保健所・チーフ(食品保健担当)	尾﨑 美和
高知県幡多福祉保健所 技師	明神 春花
<事務局> 高知県健康長寿政策課 保健推進監兼よさこい健康プラン21推進室長 よさこい健康プラン21推進室チーフ 主幹	中島 信恵 市村 岳二 佐々木 小百合

(資料5)引用・参考資料等

- ・「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について」 (平成25年3月29日付け健発0329第9号厚生労働省健康局長通知)
- ・「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について」 (平成25年3月29日付け健発0329第4号厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知)
- ・「市町村栄養士の人材育成ビジョンを考えるために 〜自らの成長をベースにした人材育成で、組織における政策づくりの担い手を目指す〜」 (平成29年3月 厚生労働省健康局健康課栄養指導室)
- ・「人材育成ガイド 公衆栄養分野における人材育成の考え方」 (平成28年3月 公益社団法人日本栄養士会公衆衛生事業部)
- ・「行政栄養士育成支援プログラム」(平成26年3月 岡山県)
- ・「熊本県行政栄養士育成指針」 (平成26年5月 平成30年5月一部改正 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課)
- · 「高知県人材育成基本方針」(平成29年3月 高知県)
- ・「高知県保健師人材育成ガイドラインver.2」 (平成27年3月 高知県健康政策部健康長寿政策課)

高知県行政栄養士人材育成ガイドライン 平成31年3月

発行:高知県健康政策部健康長寿政策課

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL: 088-823-9675 FAX: 088-823-9137

